

**令和5年度
戸田市立戸田東中学校
いじめ防止基本方針**



令和2年11月16日改訂
戸田市立戸田東中学校

目 次

	ページ
はじめに	
戸田市立戸田東中学校いじめ防止基本方針 策定にあたって	1・2
＜本校のいじめ防止等の対策の基本的な姿勢＞	
（1）戸田市立戸田東中学校いじめ問題対策委員会	
（2）いじめの定義	
（3）いじめの認知に対する考え方	
1 いじめの未然防止	3
（1）教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
（2）「わかる授業」「楽しい授業」の推進	
（3）大切な一員であることを実感できる学校づくり	
（4）家庭、PTA 及び学校応援団などとの連携	
2 いじめの早期発見	4
（1）企画委員会	
（2）生徒指導委員会	
（3）教育相談部会	
（4）各教科等部会	
3 いじめへの対処	5・6
（1）いじめている生徒への指導	
（2）いじめられている生徒への支援	
（3）周りではやし立てる生徒への対応	
（4）見て見ぬふり（傍観）をする生徒への対応	
（5）集団への指導	
（6）関係機関との連携	
4 いじめ解消の定義	7
（1）いじめ解消の2要件	
（2）家庭や地域との連携	
5 いじめ問題の組織的対応	8
6 重大事態への対処	9~11
（1）「重大事態」とは	
（2）重大事態の具体的な想定	
（3）重大事態の調査	
（4）いじめによる自殺の背景調査	
（5）その他の留意事項	
（6）調査結果の提供及び報告	
7 インターネットを通じて行われるいじめの対策	
（1）「ネットいじめ」防止に向けた取組	
（2）「ネットいじめ」が発生した場合の取組	12
8 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見への対応	13
9 いじめ防止に係る年間活動計画	14

はじめに 戸田市立戸田東中学校いじめ防止基本方針 策定にあたって

＜本校のいじめ防止等の対策の基本的な姿勢＞

文部科学省及び教育委員会におけるいじめの定義をもとに、本校では、「**いじめはどの生徒にも起きている**」との認識のもと、いじめの早期発見及び解消に全力で取り組むこととする。

このたび、いじめ防止対策推進法第13条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を推進するために、「戸田市立戸田東中学校いじめ問題対策委員会」を組織し、戸田市立戸田東中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

○学校いじめ防止基本方針（法第13条に規定）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条に規定）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 戸田市立戸田東中学校いじめ問題対策委員会

ア 構成員

校長 教頭 主幹教諭（教務主任） 生徒指導主任 各学年主任
教育相談部代表 養護教諭 さわやか相談員 学校運営協議会代表
PTA会長 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

イ 役割

- ・いじめの未然防止・早期発見の実効的な取り組み
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処
- ・学校基本方針の点検・見直し
- ・いじめ防止に係る校内研修等の企画
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等、PDCAサイクル機能の推進
- ・いじめの相談・通報の窓口

ウ 開催

この委員会は、年間最大3回開催するが、重大事態等必要に応じて校長が招集することができる。

(2) いじめの定義（法第2条に規定）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・インターネットや SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの認知に関する考え方

(平成 27 年 8 月 17 日付 文部科学省通知より抜粋)

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。
したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。
- (4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

1 いじめの未然防止

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助・共助の心を育むこととする。また、家庭、PTA 及び学校応援団などと連携し、他者と調和的に生きていくための社会技能（ソーシャルスキル）及び公助の心を育み、いじめの未然防止に全力で取り組む。

(1) 教育活動全体を通じた道德教育の推進

生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進める。

(2) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

生徒が日々の授業で仲間とともに「わかる」「できる」「楽しい」といった自己有用感や充実感を得られる授業を創造することがいじめの未然防止の第一歩である。

ア 生徒の実態把握

一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。

イ 学習意欲の向上

教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を促す活動を設定する。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」の導入

問題解決的な学習活動を設定・展開することで、多様な考えを尊重し、学び合い、認め合うことを学ばせる。

エ 指導と評価の一体化

適切な評価を通して指導方法を工夫改善する。

(3) 大切な一員であることを実感できる学校づくり

生徒が安心して生活できる学校づくりが、いじめの未然防止につながる。特に、学級では一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援等を必要とする生徒の特性に応じた指導を行う。

ア 生徒理解に努める。

常に担任をはじめとする教職員全員が見守っていることを伝える。

ウ 場に応じた行動の仕方や他者と調和的に生きていくための社会技能を身に付けさせる。

エ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることを教える。

オ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(4) 家庭、PTA 及び学校応援団などとの連携

いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

本校では、全教職員が「いじめはどの生徒にも起きている」との認識のもと、学校基本方針に基づき、企画委員会・生徒指導委員会・教育相談部会・各教科等部会を活用していじめの早期発見に努める。

各委員会等での「いじめの早期発見 3原則」

①生徒の小さな変化を見逃さない。

②気付いた情報は確実に共有する。

③速やかに、みんなで対処する。(躊躇ない報告と臨時会の招集)

※報告 5W1Hの徹底(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

(1) 企画委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭(教務主任)・事務担当・各学年主任
本委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているかを学校評価(生徒・保護者・教員・学校運営協議会委員が調査対象)を通して検証し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭(教務主任)・生徒指導主任・各学年生徒指導担当教諭・養護教諭・すこやかサポーター
本委員会では、「いじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換・共有に努め、いじめの未然防止・早期発見・初期段階での対処に取り組む。

(3) 教育相談部会

構成員：校長・教頭・主幹教諭(教務主任)・各学年教育相談担当教諭・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・さわやか相談員・ボランティア相談員
本部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して、発見の困難ないじめの顕在化に努める。また、学期ごとに「心の相談アンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。
さらに、さわやか相談室を中心として、生徒がいつでも相談できる体制を構築し、教員に伝えにくい悩みの相談にも適切に対応する。

(4) 各教科等部会

構成員：各教科等担当教諭

本部会では、日々の教育活動こそが生徒の心を育む場と捉え、生徒理解に取り組み、わかる授業、楽しい授業づくりに努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。そのために、常に研修に励み、授業力向上に努める。

また、各部会では、全国及び埼玉県学力・学習状況調査をはじめとする諸調査の結果分析を行い、各教科等の課題を明確にして対応策を講じるとともに、個々の生徒の実態を把握して心身の変化・変容を見取る。

3 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりせず、管理職のリーダーシップのもと、組織で対応する。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権に配慮しながら、いじめが「決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては関係機関等とも連携を図る。

- ① いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ② 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③ いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④ いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤ 多くの教職員の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥ 学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係を築く。
- ⑦ いじめは複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しない。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を傾聴するとともに、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築くことに努める。

- ① 生徒の希望により、秘密を守ることを前提として話し合う。
- ② いじめを通して味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③ 当該生徒の不安を除去し、精神的・身体的な安全確保に努める。
- ④ 身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自己肯定感を高めさせる言葉かけを積み重ねる。
- ⑤ 不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらなる自己肯定感の醸成を支援する。
- ⑥ 機会あるごとにコミュニケーションを図り、当該生徒との信頼関係を築く。

(3) 周りではやし立てる生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめの行為と何ら変わらないことを日頃から指導する。また、はやし立てる行為から制止する行為へ一人でも多くの生徒を変容させる。

なお、該当生徒には、毅然とした態度で指導する。

- ① はやし立てる行為はいじめと同等であり、決して許されないことを理解させる。

②いじめられている生徒の立場で考えさせ、自己の行為の愚かさに気付かせる。

(4) 見て見ぬふり（傍観）をする生徒への対応

いじめの情報を得たり見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、人間として恥ずかしい行為である。「自分以外は無関心」という心情や雰囲気や「他へ相談したり、制止したりしようとする心」に育てることが重要である。

①いじめは他人事ではないことを理解させる。

②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 集団への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を、学級をはじめとするさまざまな集団全体につくり、所属する者全員で課題を解決していく集団づくりに努める。

①集団内の身近な問題を取り上げたり、様々な話題を提供したりして、話し合い活動を通して解決に向けて取り組める集団をつくる。

②見て見ぬふりをやめることが、いじめ根絶につながることを指導する。

③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。

④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。

⑤日頃から道徳教育の充実を図る。

⑥学校行事を通して学級の連帯感を育てるとともに、学級活動を通して望ましい人間関係形成に努める。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、いじている（いた）生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（戸田市立教育センター教育相談担当、蕨警察生活安全課、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化する。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめ解消の2要件

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられている生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会または学校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめている生徒・いじめられている生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめられている生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、当該生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

当該生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

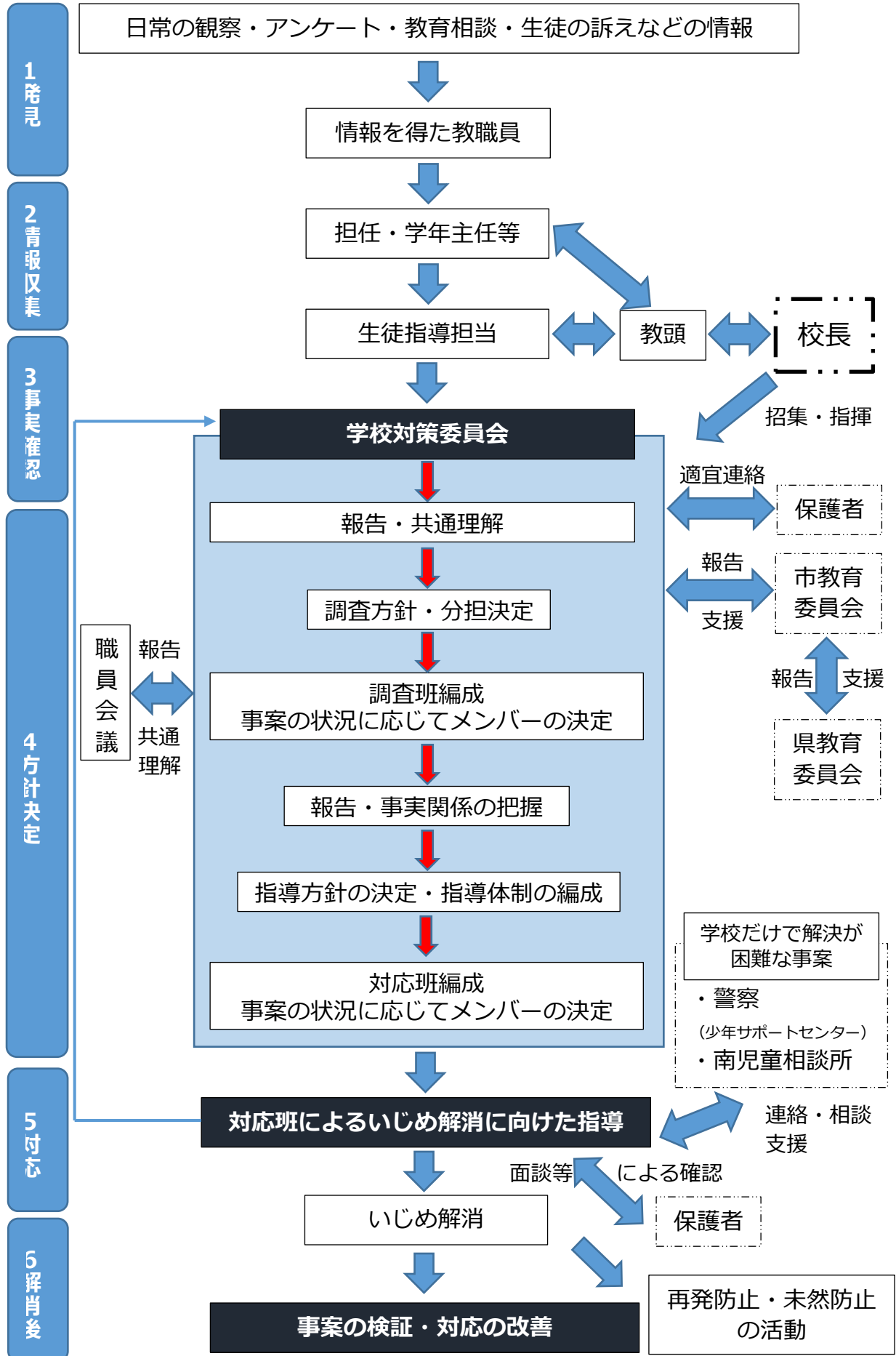
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、当該生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。また、学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、当該生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を設定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめられた生徒及びいじめていた生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

(2) 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する。PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で生徒が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることが必要である。

5 いじめ問題の組織的対応



6 重大事態への対処

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、法第 28 条を鑑み、迅速にその対応にあたる。

(1) 「重大事態」とは

法第 28 条第 1 項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(2) 重大事態の具体的な想定（法第 28 条による）

ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 生徒が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合

- ・欠席の目安は、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該生徒から申し立てがあった場合

(3) 重大事態の調査

本校では、重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、学校対策委員会が主体となって当該事態を調査する。

また、必要に応じて外部機関とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及びいじめられている生徒への支援、いじめている生徒への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する生徒間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

ア いじめられている生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられている生徒から可能な限り事情を聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する調査(質問紙調査や聴き取り調査)を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

同時に、いじめられた生徒へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聞き、状況に応じて臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努める。

イ いじめられている生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍生徒や教職員を対象とした質問紙調査や聴き取り調査とする。

(4) いじめによる自殺の背景調査

この調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

ア 背景調査にあたっては、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、事前に遺族と合意しておかなければならない。

オ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみには依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。

キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。

- ク 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(5) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、学校と連携の上、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられている生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられている生徒の支援のため弾力的な対応を検討する必要がある。

さらに、市教育委員会及び学校は、生徒及び保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(6) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめられている生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、市教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめられている生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通して市長に提出する。

7 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の変化に伴い ICT 化が進展し、生徒のスマートフォンなどの ICT 機器の所有率も年々上昇している。

インターネットやソーシャルメディア自体は、有効に活用することで生徒の教養を深め、世界観を広げることができる反面、SNS などの仮想空間上でのトラブルが発生する可能性が多分にある。そして、仮想空間上で発生したトラブルが実生活にも影響を及ぼす「ネットいじめ」が生徒の中に数多く存在する現状を直視し、対応する必要がある。

さらに、「ネットいじめ」が、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを生徒・保護者に理解させることが重要である。

(1) 「ネットいじめ」防止に向けた取組

ア 情報モラルの徹底

- ・技術科の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。
- ・ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。
- ・文部科学省など関係諸機関から発行されているリーフレット等の資料を活用する。

イ 地域・保護者への啓発

- ・学校主催の講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルの意識化を図る。
- ・様々なネットトラブルや被害を保護者会、学級懇談会及び PTA の会合で発信する。
- ・地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域への啓発を図る。

(2) 「ネットいじめ」が発生した場合の取組

ネットいじめは、仮想空間上でのトラブルがきっかけで発生し、学校で発見することが困難である。また、発見した際にはすでに事態が深刻化していることが多い。

学校として、日頃からネットいじめの悩みや、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに、相談しやすい環境づくりに取り組むことが重要である。

また、ネットいじめが発生・発見した場合の対応は、他のいじめの場合と同様であるが、原因となる要素が学校外にあることが多いため、保護者の協力が必須となる。保護者と問題解決のための連携を図る。

さらに、ネットいじめの特徴として、トラブルの原因となるメールや画像等のデータが不特定多数の人間の手に渡り、一旦沈静化した事案が別の機会に再度発生することがある。このことについても、必要に応じて保護者の協力を得ながらプロバイダへ削除要請を依頼するなど、粘り強い対応が必要となる。

8 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見への対応

(1) 生徒への適切な指導

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した生徒、外国人生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。

新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があり、感染した人が悪いわけではないこと、感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治ってきたときには温かく迎えるよう指導にあたる。

(2) 家庭・地域との連携

「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など、身の回りの差別等につながる発言や行動をせず、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない家庭や地域づくりに努める。

9 いじめ防止に係る年間活動計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	学校対策委員会 ・指導方針 ・計画確認	校内研修 生徒に関する情報交換	
5月	学校評価1回目 学校生活アンケート	道徳・特別活動 年間指導計画見直し 保護者会での保護者向け啓発	
6月		学級・学年づくり 人間関係形成	
7月	学校生活アンケート	ネットトラブル防止教室 いじめ防止授業 映像視聴・保護者会で啓発	
8月		校内研修 生徒指導伝達講習会 人権教育伝達講習会	
9月	学校対策委員会 ・情報共有・計画見直し 学校生活アンケート	学級・学年づくり 人間関係形成	学校アンケートを 踏まえた個人面談
10月		校内研修 いじめ対応プログラム	
11月	学校生活アンケート	いじめ撲滅強調月間 ポスター掲示・三者面談 学級・学年づくり 人間関係形成	
12月	学校評価2回目		学校アンケートを 踏まえた個人面談
1月		学級・学年づくり 人間関係形成	
2月	学校生活アンケート	生徒会活動 小中交流会	
3月	学校対策委員会 ・本年度まとめ ・来年度引き継ぎ	次年度入学生に関する小中連絡会	